

基本構想

1 松阪市の未来の姿

1-1 松阪市の将来像

市民みんなが一人ひとりの痛みに寄り添い、
一緒にみんなの幸せを創っていくまちを目指して、

将来像を

《 市民みんなで幸せを実感できるまち 》

とします。

松阪市は、広大な市域の中に多様な自然環境、文化、産業が蓄積し、そのなかには、そこに住む人々のさまざまな暮らしが息づいています。これらを育む人々が等しく幸せで快適に生活できることは、人や地域に活気が満ちあふれ、やがて松阪市の発展に結びつくものと考えます。これからの松阪市の発展には、それぞれの地域に内在する「地域の発展力」はもとより、市民一人ひとりが、松阪に住む人々すべてを幸せにしていきたいと願い、行動する「市民の幸せ力」が欠かせません。人はそれぞれ生き方や考え方を持ち、個々に文化を育んでいます。そのような人々が松阪という地に集い、みんなが幸せに暮らしていくためには、人それぞれの個性を理解しあい、幸せも痛みも分かちあっていくことが必要です。

また、だれもがまちに愛情をそそぎ、次の世代に自信を持って松阪の素晴らしさを伝えていくためには、市民それぞれが松阪について自分たちのこととして真剣に考え、行動し、だれもが幸せで過ごしやすい地域を目指してつくりあげていかなければなりません。そのためには、行政が主体となったまちづくりから、市民すべてが「みんなでやろう」という意識を持ち、市民と行政が連携したまちづくりを行わなければなりません。

そこで、市民が一人ひとりの「痛み」を理解しあい、そしてみんながともに市民すべての「幸せ」を願いながら、新しい松阪の素晴らしさを創りあげていくことを目指して、松阪市の将来像を 《 市民みんなで幸せを実感できるまち 》 とします。

1-2 将来像を実現するための6つのキーワード

まちの将来像を実現するためのキーワードは次の6つです。

○『いのちや痛み』

人のいのちや痛みに関わることを最優先にするまち

→ だれもが生涯を健康で素敵に暮らしていけるよう、いのちや痛みに関わる政策を何より最優先に実行します。

いのちや痛みの現実に真剣に向きあうまち

→ いのちや痛みの現実に向きあって、市民が生涯を安心して健やかに生活できるまちづくりを進めます。

○『子どもの未来へ』

子どもの未来への責任をしっかりと負えるまち

→ 「子どものいのち」を守ることの大切さを市民みんなで共有し、安心して産み育て、子どもの未来をまち全体で支える仕組みをつくりまします。

次の世代を支える子どもの未来へ積極的な投資をするまち

→ 幸せや喜びを感じ、活気があって夢や希望が持てるまちを目指して、次の世代を育てる教育や子育てに積極的な投資をします。

○『みんなで一緒に』

みんなで一緒に汗を流してみんなの声で創っていくまち

→ 市民が手を取りあってまちづくりを進めていくとともに、それぞれの地域において「市民の声」が反映される仕組みづくりを進めます。

みんなで作る松阪らしさのあふれるまち

→ 松阪の歴史や文化を感じ、市民とともに地域外の人からも愛されるような、「松阪らしさ」のあるまちづくりを進めます。

○『輝く地域に』

松阪の「暮らし」を支える地域の産業を守り育てるまち

- 私たちの暮らしを支える地域の産業を育成し、まちの活力を高め、松阪らしいにぎわいと活気があふれるまちを築きます。

地域の特色を生かして魅力を引き出すまち

- 地域それぞれが持っている特色を生かして、地域の魅力を引き出すまちづくりを進めます。

○『心がうるおう環境を』

人の心がうるおう環境につつまれるまち

- 当たり前にある身近な環境が、次の世代まで心がうるおう素敵な環境になるよう、市民と行政が一体となって保全と創造に取り組めます。

市民の当たり前の生活が守れるまち

- 市民の当たり前の生活を守るため、市民の安全で快適な暮らしを支える基盤の整備を進めます。

○『現場の声を』

多様な声をしっかりと聴くまち

- 市民や地域の「小さな声、少ない声」を積極的に聴き、それらを市政運営にしっかりと反映させるための体制を築きます。

市の方針や情報を市民みんなにしっかりと届けるまち

- 行政の透明性を高めるとともに、市民のまちづくりに対する関心を高め、その取り組みが円滑に進むよう、市政情報を市民に分かりやすく積極的に提供します。

1-3 将来像の目標達成年度

松阪市の将来像を達成する目標年度を、

概ね 10 年先の **平成 32 年度** とします。

2 松阪市の現況と予測

2-1 市民のニーズ

市民ニーズによる政策の優先順位

優先順位	政策の項目
1	交通安全対策（3）
2	雇用・勤労者対策（4）
3	防災対策（2）
4	公共交通の整備（8）
5	防犯対策（1）
6	保健・医療の推進（13）
7	商業の振興（18）
8	市街地・拠点等の整備（17）

※重要度が高く、満足度が低い項目

（ ）内は前回（平成 17 年）調査時の順位

「松阪市民意識調査」*では、市民の生活に関わりのある 32 項目の政策または事業について、政策の重要度および満足度を調査し、それをもとに市民ニーズの優先順位を設定しています。

それによると、交通安全対策・防災・防犯など、安全・安心に関する政策へのニーズは、平成 17 年の前回調査時から引き続いて高くなっています。また、近年の経済状況から雇用や経済対策に関する項目が高くなっているほか、中心市街地の大型店舗閉店などに起因した危機感から、商業振興や市街地整備へのニーズが前回調査時より高まっています。

2-2 松阪市の将来人口†

わが国は人口減少時代に突入し、総人口は平成 22 年から平成 32 年にかけて 4.5% 減少するものとみられます‡。少子高齢化の進展は著しく、年少人口（15 歳未満）は 10 年間で 19.9%減少するなか、老年人口（65 歳以上）は 22.0%増加すると予測されています。

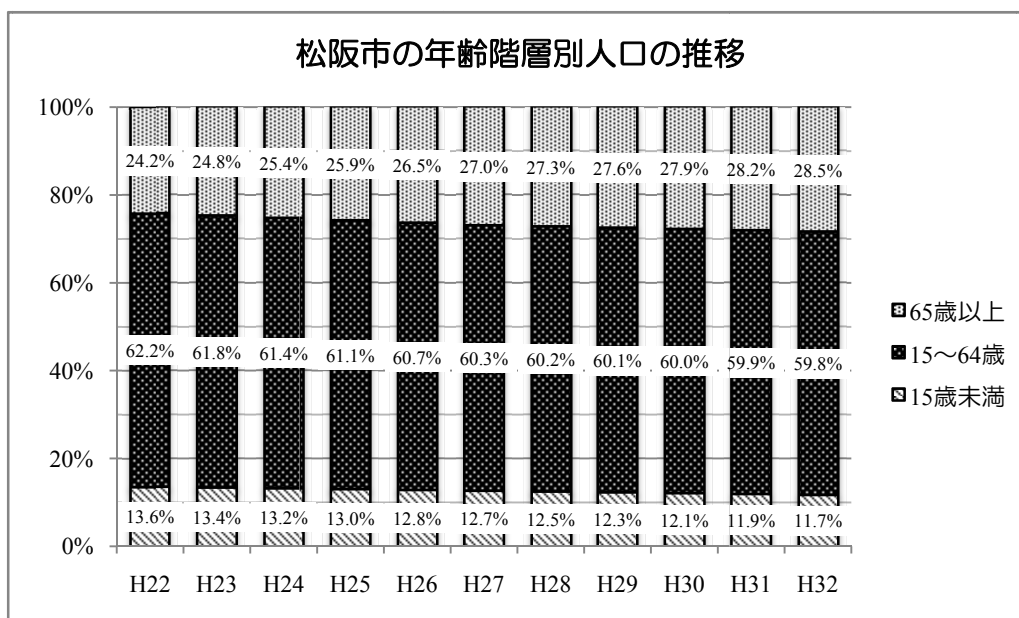
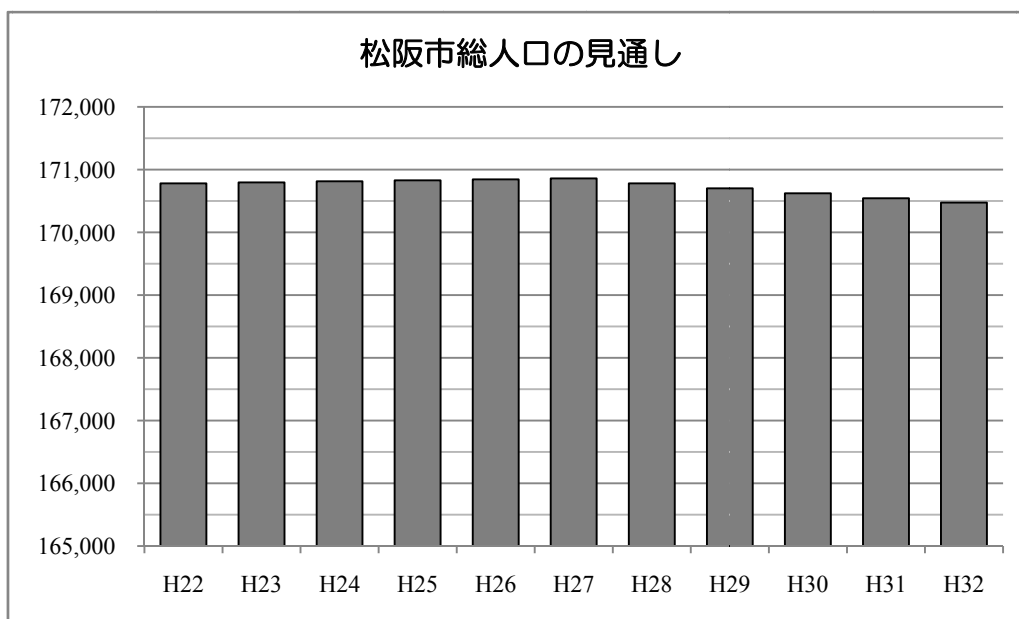
一方、本市においても全国と同様に少子高齢化が進み、年少人口は 10 年間で 16.0% 減少し、老年人口は 14.7%増加するものと見込まれます。その結果、平成 32 年には年少人口が総人口の 11.7%、老年人口が総人口の 28.5%となると予測されます。また、これまで増加傾向にあった総人口は近年横ばいの状況にありますが、平成 32 年にはおよそ 170,500 人と予測され、今後は緩やかな減少へと転じるものとみられます。

管内別にみると、近年の宅地開発等の影響により、嬉野および三雲管内では人口の増加が著しい状況にありますが、本庁および飯南・飯高管内では人口の減少が進んでいます。とくに飯南・飯高管内では老年人口が占める割合が非常に高く、住民の高年齢化と過疎化への対応が求められています。

* 総合計画の策定にあたり、市民のニーズや今後のまちづくりに向けた意見・要望を把握する目的で平成 21 年 9 月に実施。市内在住の 15 歳以上 3,000 人を対象とし、回収率 50.2%。

† 推計にあたっては、平成 22 年 10 月 1 日時点の住民基本台帳および外国人登録原票をもとにしています。

‡ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成 18 年 12 月推計）」より。



2-3 税財政の見通し

今後、働く世代の人口減少が予測されることで、税収の減少が懸念される一方、高齢者の増加という人口構造の変化により、社会保障費が増加していくことが予想されます。

また、平成 24 年度から平成 26 年度には、退職手当のピークがあること、市町村合併による特例措置である普通交付税の合併算定替が終了し、普通交付税額が大幅に減額されると予想されること、特別会計である国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金の増加、公共施設の耐用年数の経過による維持修繕費の増加などにより、松阪市の財政は厳しくなっていくと見込んでいます。

3 松阪市の課題

本市の現状と予測のほか、市民意識調査や各地区地域審議会、「みんなで描く『松阪の未来』会議」、地域懇談会などを通じて寄せられた市民の声から、松阪市の将来像の実現に向けた本市の課題は次のとおりです。

安全・安心な社会環境の整備

市民意識調査においては、交通安全・防災・防犯など、市民の安全・安心に関わる政策への優先度が高くなっています。すべての市民が安心して健やかに生活できる環境を確保するため、災害や犯罪から市民を守るための体制を築くとともに、地域の実情に応じた都市基盤・生活基盤の整備を進める必要があります。また、地域の身近な防災・防犯には、地域に住む人々が連携して取り組む必要があります。

地域を輝かせる産業の振興

近年の社会経済状況の悪化により、市民意識調査においても、雇用や商業など産業に関する政策へのニーズが高まっています。市民の安定した生活を支える産業を育成するとともに、地域資源を活用した地域産業の振興に取り組むことにより、地域それぞれが持っている個性を生かした「地域らしさ」のあるまちづくりを進め、まちの元気を生みだすことが求められています。

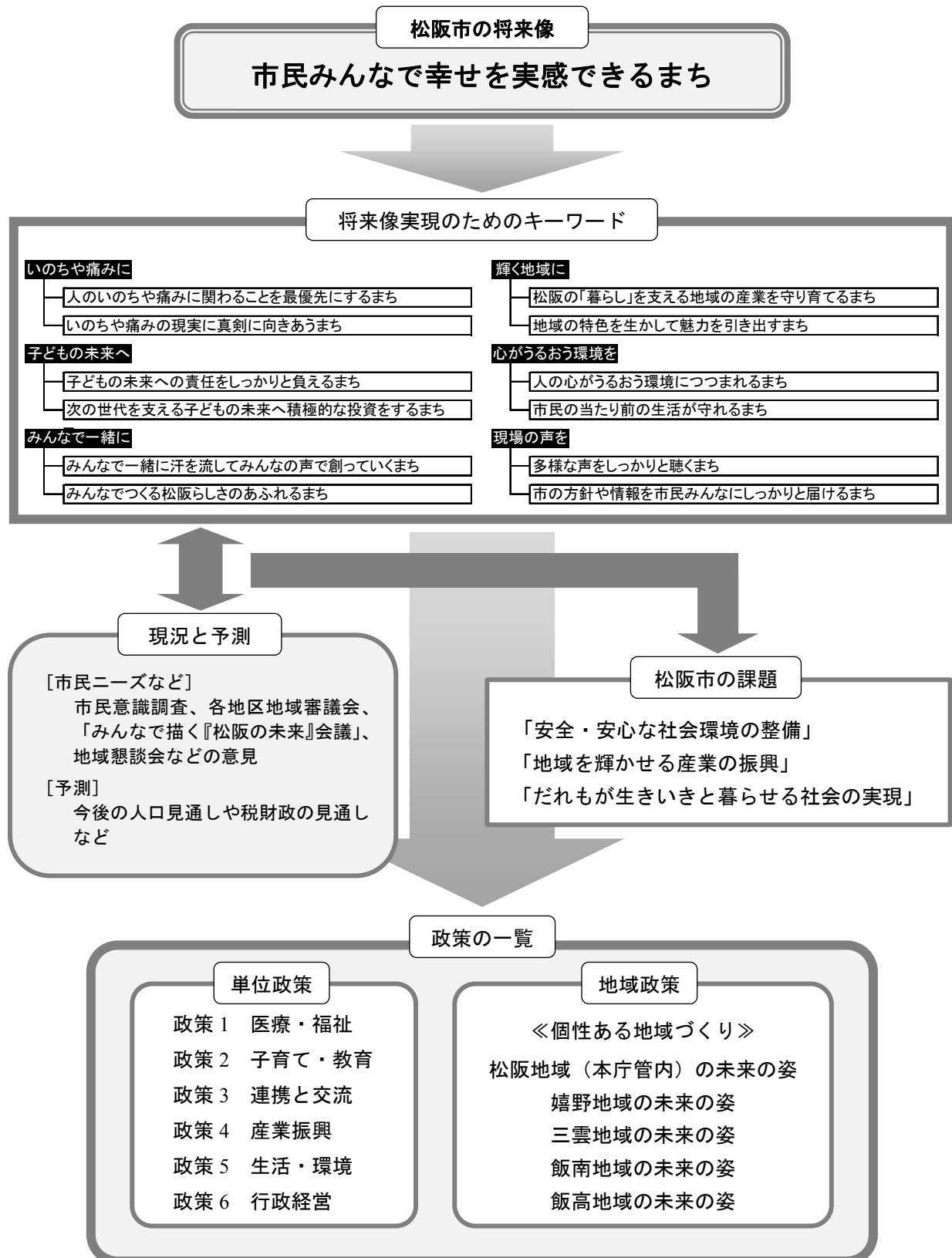
だれもが生きいきと暮らせる社会の実現

高齢社会を迎えるなか、健康・医療に対する市民のニーズは依然と高いことから、だれもが生涯を健康で生きいきと暮らせるよう、健康増進や医療の充実に向けた取り組みが必要となっています。

また、子育てへの支援や高齢者、障がい者への福祉を充実させるとともに、地域で支えあうことができる体制が求められています。そして、将来を担う子どもを育てるため、質の高い教育を受けることができる教育環境をつくる必要があります。

4 政策の一覧

松阪市の将来像の実現に向けて、実現のためのキーワードと課題から、取り組むべき政策を、[単位政策（6分野）]と[地域政策]に整理しました。



単位政策 1 医療・福祉

ーいのちや痛みに関わることを大切にするまちづくりー

この政策の目標

生活環境の向上や医療技術の進歩などにより平均寿命が延び、日本は世界有数の長寿国になっています。この長寿社会において子どもからお年寄りまですべての人々が生涯を安心して健康で楽しく暮らしていけるように、保健・医療・福祉の充実を図り、日本一「いのち」を大切にするまちづくりを目指します。

政策の展開

1-1 救急医療

救急医療体制の維持とともに、身近な地域で救急医療が利用できる体制の充実により、市民が安心して生活できる社会を目指します。

1-2 病院経営（市民病院）

大規模災害発生時には公的病院としての役割を担うなど、政策医療機関としての役割を推進していきます。また、高度かつ適正な医療を提供するとともに、健全な病院経営に取り組み、市民のいのちを守る病院づくりを目指します。

1-3 健康づくり

健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めていくとともに、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。

1-4 地域福祉

市民のだれもが住み慣れた地域で、自分らしく尊厳を持って、それまで培ってきた役割や関係を維持しながら、幸せに暮らし続けていける社会の実現を目指します。

1-5 高齢者福祉

高齢者が生きがいを持って安心して生活できるように自立を支援し、介護予防などに取り組むことで福祉増進を目指します。

1-6 障がい者福祉

障がいのある人もない人も、地域でその人らしく生きいきと自立した生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりの実現を目指します。

単位政策2 子育て・教育

ー日本ー子育てと子育てができるまちづくりー

この政策の目標

子どもたちが松阪を愛する気持ちを持ち、次の世代の松阪をより素敵に彩ってもらうためにも、「日本ー子育てがしやすいまち」「日本ー子育てができるまち」を目指していきます。

子どもの成長を支える子育てを支援し、学校教育においては確かな学力と豊かな心を育む教育を推進していきます。また、健康・競技・娯楽としてのスポーツ環境の充実や、市民が集い、学びあえる環境を充実していくとともに、郷土の多様な芸術・文化に触れることができる環境づくりを進めていきます。

政策の展開

2-1 子育て支援

安心して子育てができ、子育ての楽しさを実感できるような社会を構築し、次世代を担う子どもたちが地域の中で健やかに育つことができる環境を実現します。

2-2 保育園・幼稚園

保育園・幼稚園における保育サービスや就学前教育などを充実させ、子どもが健やかに育ち、育成される環境を整えていきます。

2-3 学校教育

学校と地域が互いに連携し、子ども一人ひとりに応じた指導を進め、基礎と基本を身につけさせるとともに、創造性を伸ばす取り組みを進めていきます。

2-4 青少年育成・生涯学習

次世代の担い手である青少年が豊かな社会性を備え、心身ともに健全に成長するよう、健全育成活動の促進と環境整備を推進します。また、生涯にわたって学習活動ができるとともに、その学習した成果を生かすことのできる環境づくりを推進します。

2-5 人権教育

松阪市に住むすべての子どもたちが、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができるよう、学校、保護者、地域や関係機関、NPO 等が協力して、人権文化にあふれる学校づくりの実現を目指します。

2-6 文化振興

長い伝統の中で洗練されてきた独自の文化・芸術を再発見、再認識し、それらの保存・活用を通じて、市民の文化に対する自信と誇りにつながる取り組みを進め、新しい松阪の文化・芸術の創造を目指します。

2-7 スポーツ振興

競技スポーツから軽スポーツまで、市民がそれぞれのライフステージにおいて、個々の能力や年齢に応じて気軽に親しめる多様なスポーツの振興を図ります。

2-8 学校給食

安全・安心な学校給食を充実させていくことで、児童生徒が適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深めていきます。

単位政策3 連携と交流

ー市民とつくるまちづくりー

この政策の目標

個性豊かなそれぞれの地域で、だれもが安心して住み続けることができ、誇りのもてる美しく快適なまち並みを創出できる「まち」であるため、それぞれの地域の特性や声を生かすことのできる絆を形成し、市民とともに次世代に伝えていける魅力ある「松阪のまちづくり」を目指します。

また、すべての人が安心して幸せに暮らすことができ、そして、元気で魅力あるまちづくりを行うため、市民、地域の各種団体、NPO、民間企業などと行政が連携して取り組んでいきます。

政策の展開

3-1 地域自治活動および市民活動

それぞれの地域において身近な地域課題を解決し、地域の個性を生かしたまちづくりを行うための組織である住民協議会の設立を促進するとともに、設立された住民協議会と協働して個性的で活力あるまちづくりを進めます。また、市民が主役となったまちづくりを実現するため、市民活動団体が活動しやすい環境を整備します。

3-2 人権の尊重

市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して幸せに暮らすことができる真に豊かな社会の実現を目指します。

3-3 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりが男女共同参画社会についての理解を深め、女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

3-4 地域公共交通

地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通システムを実現し、地域公共交通のネットワーク化と利便性の向上を目指します。

3-5 観光・交流

自然や歴史・文化、食を基軸とした地域の特色を生かし、観光客の誘致を行うとともに、それぞれの都市が持つ魅力を生かした都市間の交流を進めることで、松阪市の魅力や活力を高め、人と人との交流を促進します。

3-6 都市計画

松阪市の魅力を次世代に伝えていくため、地域の特性を生かした安全・安心な都市政策を進め、松阪市の新たな歴史の1ページとなる都市づくりを目指します。

3-7 景観づくり

松阪らしい歴史文化的景観や自然環境を保全し、それらを生かしたまちづくりを行っていくため、景観に対する市民の意識を高め、景観計画に基づく魅力ある景観のまちづくりを行っていきます。

単位政策4 産業振興

―市民や地域のいのちを支える産業を育てるまちづくり―

この政策の目標

地域の産業は市民の暮らしの支えであり、個性ある地域の活力の源であることから、多様で豊富な資源を生かした地域産業を育成するとともに、市民の豊かな生活を守り、活力あるまちづくりを行っていくために、「市民や地域のいのちを支える産業を育てるまち」を目指します。

政策の展開

4-1 農業

効率的かつ安定的な基盤整備を進めるとともに、地域の特産物の振興や担い手の育成など、地域の特色を生かした農業を推進します。

4-2 林業

膨大な森林資源を有効に活用するため、生産・木材利用・環境の3つの柱で、適正な森林管理や安定した原木供給に向けた取り組みを推進します。

4-3 水産業

生産・経営基盤の安定化を図り、担い手の育成や施設整備を進めるとともに、つくり育て管理する漁業を推進します。

4-4 商工業・企業立地

商業活性化の推進と市場機能の充実を図るとともに、人材育成や産業集積など、地域産業の魅力づくりを図ります。

4-5 雇用・勤労者福祉、消費生活

すべての勤労者が生きがいを持って働ける労働環境を目指して、雇用の支援と環境整備を進めます。また、消費生活の向上と安定に向けた相談や啓発を行い、市民が安心して消費生活を送ることができるまちづくりを進めます。

4-6 競輪

自転車競走（競輪）の開催を通じて、幅広い世代が楽しめる魅力的で集客力のある競輪場づくりに取り組みます。

また、業務の効率化などにより収益の増進を目指します。

単位政策5 生活・環境

－うるおいある快適なまちづくり－

この政策の目標

市民が安心して快適な生活を送り、美しい魅力ある生活環境を次の世代につないでいくために、事故や災害、犯罪を未然に防いで被害を最小限に抑えるとともに、市民と行政が連携して環境にやさしい取り組みを実践することで、市民のいのちを守り、安全と快適を確保した「うるおいある快適なまち」を目指します。

政策の展開

5－1 交通安全

市民の生命、身体および財産を守るため、交通安全意識の高揚、交通ルールの遵守とマナーの向上に取り組み、交通死亡事故および負傷者数の減少を目指します。

5－2 防災

市民の生命、身体および財産を守るため、都市基盤や防災設備の整備を進め、総合的かつ計画的な防災対策と防災危機管理体制を充実します。

5－3 消防・救急・救助

市民の生命、身体および財産を守るため、複雑・多様化するさまざまな災害に対応するとともに、災害による被害を最小限に抑え、消防組織の基本理念である市民の「安全・安心」の確保を目指します。

5－4 防犯

「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」、安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

5-5 環境

市民や行政、企業などが連携・協力して積極的に環境保全に取り組むとともに、新エネルギーの利用等により良好な自然環境の形成を目指します。

5-6 資源循環型社会

ごみの適正な処理やリサイクルを推進し、3R^{*}の実践などを通じて、ごみの減量と資源化への取り組みを進めます。

5-7 道路・河川

自然災害や交通災害からいのちを守り、市民が安全で快適な生活を送ることができる都市づくりを進めます。

5-8 住宅・公園

公営住宅の適正な維持管理を行うとともに、スポーツ・レクリエーションのための公園を整備することで、快適な住環境づくりを推進します。

5-9 上水道および簡易水道

水道施設や管路の耐震化などの整備を進め、給水体制の充実化を図ることで、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

5-10 下水道

下水道の整備を促進し、汚水の適切な処理により快適な環境をつくるとともに、浸水被害を防止して市民の安全・安心な生活につなげます。

* 廃棄物の削減のためのキーワード。リデュース（発生抑制、Reduce）、リユース（再使用、Reuse）、リサイクル（再資源化、Recycle）の頭文字をとった言葉。

単位政策6 行政経営

－市民目線の行政経営－

この政策の目標

社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確にとらえ、効率的・効果的な行政運営の仕組みをつくり、「市民の目線」を起点とした行政経営を目指します。

また、市民や地域の声を積極的に聴くとともに積極的な情報提供と情報公開に取り組んでいきます。

政策の展開

6－1 行政システムの確立

時代に応じた効率的で効果的な行政運営のシステム（仕組み）を確立し、持続可能な行政経営を目指します。

6－2 人材育成

本市が目指す職員像である「しあわせ創造型職員」の実現に向け、職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを目指します。

6－3 広報広聴

市民が市政に参加できる機会を保障し、多様な市民の意向を市政運営に反映できる体制の強化に取り組みます。

また、市民と行政の双方が積極的に情報を交流できる仕組みづくりに取り組みます。

6－4 情報公開および個人情報の保護

積極的な情報提供と情報公開を推進し、市政への市民参加・参画を進め、市民との協働・連携のまちづくりの実現に取り組みます。

また、自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求による自己情報コントロール権を保障し、個人の権利利益の保護を積極的に推進します。

6－5 自主財源の確保

市の財政運営の健全性を確保するため、公平かつ適正な課税を行い、市税等の徴収体制の強化や、遊休未利用地の売却などにより、自主財源の安定的な確保に取り組めます。

この政策の目標

本市は平成 17 年 1 月に合併し、東西に長く延びた広大な市域を有しています。合併から 6 年が経過し、地域の多様性が増すとともに、地域のニーズや課題も多様化しています。地域の身近な課題は、地域住民が主体となって解決していくことが求められています。

それぞれの地域においては、人々の生活の中で育まれ伝えられてきた地域固有の歴史や文化、伝統があります。これらは市民が共有する財産であり、それらを正しく理解するとともに、次の世代に伝えていく責務があります。合併したからこそ、「松阪のさまざまな魅力が生まれた」と感じられるように、地域それぞれが持っている「地域らしさ」を生かし、個性あふれる地域の未来の姿を創造します。

地域の未来の姿

1 松阪地域（本庁管内）の未来の姿

“感動とありがとう”に象徴される「心」のあるまちづくり、そして「命」を大切に作るまちづくりを目指します。

2 嬉野地域の未来の姿

ぬくもりを感じるとともに、未来の子どもが自慢したくなる「ふるさと」づくりを目指します。

3 三雲地域の未来の姿

地域の多様な資源を活用することで「地域の誇り」が持てる一体感のあるまちづくりを目指します。

4 飯南地域の未来の姿

若者の定住を促進し、地域の活力を取り戻すとともに、「若者と高齢者が共存できるまちづくり」を目指します。

5 飯高地域の未来の姿

「自然と人の営みが調和し、いきいきと暮らせるまちづくり」を目指します。

* 5 地区の地域審議会にて、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、「地域の未来の姿」をテーマに地域づくりの方向性を協議した結果をもとに作成しています。

5 計画の進行

5-1 総合計画の目的と役割

これまで総合計画は、行政がまちづくりの方向性を示すとともに、さまざまな行政課題に総合的な視点から対応し、課題解決に向けて実施すべき施策を示すものとして策定されてきました。

しかし、少子高齢化にともなう人口減少時代の到来や、地震や風水害などの大規模な自然災害への対応、地球規模の環境問題への対応など、都市を取り巻く社会環境は著しく変化し、これまでの総花的な総合計画では、これらの問題への柔軟な対応が難しい状況が生じています。

そこで、今回の総合計画の策定にあたっては、構想（ビジョン）と使命（ミッション）を明らかにし、それを達成するための戦略的な計画（プラン）が必要であると考え、これまでの総花的な総合計画から、目的と手段の関係を明確にした、より戦略性を持った実効的な総合計画への転換を図ることを目的に、新しい総合計画を策定しました。

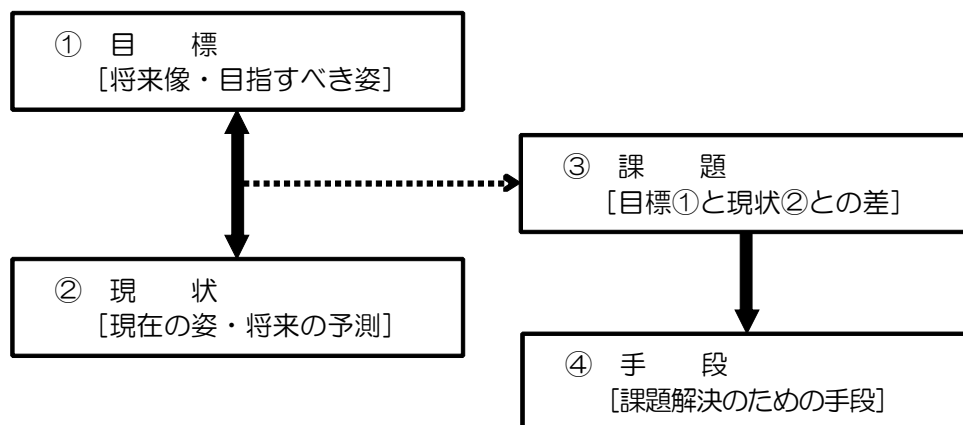
また、市民意識調査や公募市民 35 名で構成する「みんなで描く『松阪の未来』会議」の実施など、策定過程においては積極的な市民参画に努め、市民とさまざまな行政課題を共有し、市民とともにまちづくりを進めていくための指針となる総合計画とします。

5-2 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』により構成します。

(1) 構成のイメージ

基本構想および基本計画の構成イメージは次のとおりです。



※ 基本構想および基本計画では、まず目指すべき〔目標〕を設定するとともに、〔現状〕の分析を行っています。目標と現状の差から導き出されるのが〔課題〕であり、その課題を解決するための〔手段〕が、政策や施策になります。

	基本構想	基本計画
①目 標	松阪市の将来像として設定しています。	施策ごとに設定しています。
②現 状	市民意識調査、「みんなで描く『松阪の未来』会議」での意見、今後の財政見通しなどから分析しています。	施策ごとに分析しています。
③課 題	①と②の差から、3つの課題を導き出しています。	施策ごとに①と②との差から、それぞれ導き出しています。
④手 段	③を解決するための手段を、単位政策と地域政策として整理しています。	③を解決するための具体的な手段を、施策の展開として明らかにしています。

(2) 役割と期間

それぞれの役割と、計画の期間は次のとおりです。

基本構想

目標達成年度
＜概ね 10 年＞

中長期的なまちづくりの目標として、概ね 10 年先を想定した松阪市の未来の姿（将来像）を明らかにし、その将来像を実現するために取り組んでいく政策を、分野に分けて示しています。基本計画の見直しが行われる 4 年ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを図ります。

基本計画

計画期間
＜4 か年＞

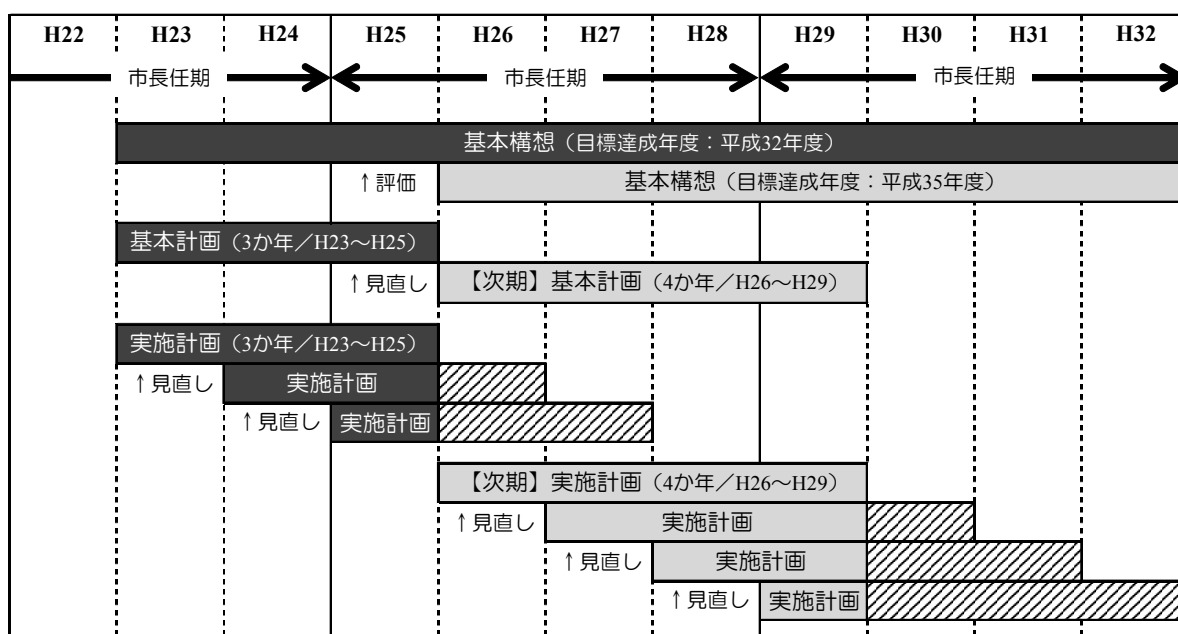
基本構想で示した将来像の実現に向け、必要な施策を体系に整理したものです。施策ごとに目標を設定するとともに、現状の分析および課題を明らかにし、その課題を解決するために取り組む具体的な内容を示しています。計画期間を市長の任期に合わせ、就任のたびに計画の見直しを図ります。

実施計画

計画期間
＜4 か年＞

基本計画で示した施策を実行するため、基本計画の計画期間である 4 年間で取り組む具体的な事業を示します。毎年度の予算編成に反映させるため、毎年見直しを行います。

なお、今回の計画は、市長の任期と計画の期間を合わせる目的から、基本構想は 10 年先の平成 32 年を想定し、基本計画および実施計画は平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間とします。



5-3 市政運営のあり方

本市は厳しい財政状況のもと、多様化する行政課題に対応していく必要があり、今後は取り組むべき行政課題の優先度を明確にし、選択と集中を図るよう努めなければなりません。また、市の計画や施策、財政状況や予算に関する情報提供を求める声が高いことから、積極的に市政情報を提供し、市の説明責任を果たすとともに、行政の透明性を高める必要があります。

市民に分かりやすく情報を提供し、また市民から積極的に意見を聴く場を設け、市民の目線に立った効果的な行財政運営を進めるとともに、市民と行政が連携して新しい松阪を創りあげていけるような仕組みづくりが必要です。

そこで、次の方針に従って、

“市民目線の市政運営”

を進めていきます。

(1) 行政運営

これからの行政は、「あれもこれも」の膨張型から、「あれかこれか」の選択型の経営手腕が問われることとなります。多くの市民の満足度を高めることを目的とした「あれもこれも」よりも、多くの市民の納得度を高めることを目的とした「あれかこれか」に転換していくことが求められています。

そこで、松阪市では、市政の方向性に関わる重要な政策については、事前に必要な情報を公開したうえで地域や市民の意見を聴く意見聴取会やシンポジウムなどを開催し、市民や地域の意見を政策に反映させていきます。

そして、事業の選択と集中を行い、計画の実行と評価を繰り返し行っていくことで、施策や事業の改善を図っていきます。

(2) 財政運営

松阪市は、今後厳しい財政運営を迫られるなかで、計画の着実な実行はもとより、市税等の徴収体制の強化や、未利用地の売却・活用などにより、歳入の確保を図るとともに、一方では、経費のさらなる節減や合理化、公用・公共施設の見直し、公債費の抑制などによる歳出の抑制にも取り組み、将来世代に過度な負担を負わせることのないよう健全な財政運営を目指していきます。

(3) 地域経営

地域にも公共に対する役割と責任を負ってもらい、地域のことは地域で解決していきける地域経営のまちづくりを目指すため、住民協議会の取り組みを進め、住民協議会を中心として、地域や市民、それぞれの団体などが連携したまちづくりを行うことで、地域が納得できる地域づくりを目指していきます。そのためには、行政と住民協議会が車の両輪となって、それぞれが連携し、ともに考え、ともに決断し、ともに行動していくまちづくりを進めていきます。